

1 検証事項について

【中村委員長】 本日は、前回持ち帰りとなった「分類 3、通年議会」と「分類 4、質問、質疑」を協議する。前回説明したが、本委員会は次回が最終回である。次回は議長への協議結果報告書の案の確認作業となるため、本日で全ての協議を終わらせることが必要なので、あらかじめ御承知おきいただきたい。では、早速協議に入っていきたい。

まず、「分類 3、通年議会」については、前回協議を行ったが、意見はまとまらなかった。そこで、前回委員長から次の 3 つの案のいずれかに会派の意見をまとめてきていただきたいとお願いし、了承いただいている。「1. 通年議会を実施することとし、議会基本条例に明記する。」、「2. 通年議会の実施の是非等について議会運営委員会に協議を依頼する。」、「3. 今は通年議会は実施しない。」以上である。各会派とも意見はまとめてきていただいていると思うので、順番に確認していききたい。

【佐藤委員】 日本共産党は「3. 今は通年議会は実施しない。」である。他市の運用方法等を研究し、必要があれば協議していくこととしたい。現状困っていることはなく、時期尚早である。

【石田委員】 虹の会は「2. 通年議会の実施の是非等について議会運営委員会に協議を依頼する。」である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は「1. 通年議会を実施することとし、議会基本条例に明記する。」である。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は、本件は議会改革を検討する組織等で議題になってきており、導入を提案したこともある。「1. 通年議会を実施することとし、議会基本条例に明記する。」としたいが、必ずしも議会基本条例に記載しなければならないわけではなく、記載せずとも導入できるものである。

【青木委員】 自民党・新政クラブは通年議会については現時点ではもう少し慎重に検討したほうがよい。「3. 今は通年議会は実施しない。」である。

【中村委員長】 検討が必要である点は一致しており、実施の必要が全くないという委員はいないようである。ただし、条例に記載するのであれば実施しないと条例違反になってしまう。実施には市側との調整が必要であり、直ちに条例に明記することは難しいと思う。

【鳥淵副委員長】 もう少し他市の事例を研究していききたい。

【中村委員長】 通年議会の実施に当たり検討しなければならないことがいくつかあると思う。事務局から説明をお願いします。

【事務局次長】 検討事項をいくつか説明する。実施方法は、従前の定例会臨時会制度の会期を延ばすのか、地方自治法の改正で可能となった通年議会とするかの選択が必要である。また、条例や会議規則の改正、請願・陳情の締め切り日、議員の発言の取消し、訂正の取り扱い、会議録の確定時期、印刷範囲の設定が必要である。さらに、地方自治法第 180 条にある、「普通地方公共団

体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」という部分について、議会の委任による専決処分の指定範囲の拡大等の見直し等が必要である。大きな制度変更となるため、しなければならない準備が多くあると考える。

【中村委員長】 公明党は専決処分をなくすことができるという考えから提案されたが、それだけではなく検討すべき事項が多くあるようである。通年議会に全く反対という委員はいないが、すぐに実施できるかという現状では難しく、条例に書き込むことも難しい状況である。今期は議員の任期が残り半年程度である。実施となればさまざまな検討、協議、調整が必要になる。本委員会では反対する委員はいないが、調査、研究が引き続き必要ということで、議長に次期の早い時期から通年議会を検討してほしいということを申し送りとして報告してはどうか。

【赤嶺委員】 もう少し前進させてもよいのではないか。研究、調査で六、七年もたっている。次期にまた通年議会を導入してはどうかという提案からは時間がかかる。通年議会導入に向けて具体的な取り組みができるようにしっかりと協議を進めて、問題があれば解消していくべきである。

【中村委員長】 議会改革実行委員会等で通年議会についてはこれまでどのような議論があったか。

【議事担当係長】 過去2回の議会改革実行委員会の議長への報告文書を確認したが、通年議会そのものは協議事項とされておらず、議論は深められていないと思われる。

【中村委員長】 通年議会は今期4年間しっかりとした協議をしてこなかった。議長に次期の早い時期から通年議会を検討してほしいということを申し送りとして報告してはどうか。

## 全 員 了 承

【中村委員長】 次に、「分類4、質問、質疑」について協議を行う。前回の協議では次の4点に分けて順番に協議することとした。「1. 反問権」、「2. 一問一答」、「3. 代表質問」、「4. 委員会質疑」である。前回は「1. 反問権」の協議の途中で時間切れとなったので、その時の協議内容をここで確認しておきたい。委員長が発言したのは次のとおりであった。「1. 大きなくくりで、反問権をよいとするかどうか。」、「2. よいとするなら、趣旨確認程度とするのか、反問まで認めるのか。」、「3. 反問まで認めた場合、反問を認めるのは一問一答の時だけか、あるいは全ての場合に認めるのか。」このあたりまで説明をして、日本共産党の佐藤委員から「最初に大きなくくりでの判断を求められてしまうと歩み寄り難しい」という趣旨の発言があったところで時間切れとなった。この経緯を踏まえて本件について意見等をお願いしたい。

【佐藤委員】 どういった場合を想定して反問を受けるのかが重要である。一問一答であっても、現状の方法であっても、市側と調整をしながら質問内容を固める。そのような状況で現状の一般質問を一問一答に変更したとして、どのような状況を想定して反問権を活用してもらうのか。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は議員の政策提言・立案機能の強化のためであり、一問一答や現状にかかわらず、趣旨確認のみでなく、市側から本件についてどう思うかの反問ができる反問権である。条文の例を資料として作成し、事務局に預けているので配付していただきたい。

【中村委員長】 事務局に資料を配付させる。

#### (資 料 配 付)

【山崎委員】 県内の反問権を規定している市の条文である。神奈川ネットワーク運動の意見として、「ただ趣旨や論点を確認するためだけでなく、なぜそのような主張をするのか、どのような理由で提案するのかなど、市長等の質問に対し議員が答えることで、市民の理解がより進むようにするために行うべきと考える。」と記載した。藤沢市は、「市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる。」とシンプルである。委員会や一般質問等の本会議においてどのような場合でも反問ができるように一番下に記載したのが神奈川ネットワーク運動の条文案である。過去に山田議員が中学生の学習支援について一般質問を行った際、市長答弁の中で問いかけられ、その内容について発言したと記憶している。原稿を作成しており時間的に厳しい時があるが、議員がなぜそのような質問をしたのかが明確でない場合は、市側の反問に答えることで相互の議論が進むのではないかと思い、反問権の付与を提案した。

【佐藤委員】 他の会派にも伺いたい。

【赤嶺委員】 一般的な内容である。議員の質問に関して反問できると捉えている。明るいまらい大和の提案も趣旨確認のための反問ではない。

【中村委員長】 自民党・新政クラブは、議長の許可を得て反問することができるのとしたい。神奈川ネットワーク運動の条文案も「本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員長の許可を得て」とあるので、許可されなければ反問できないという内容である。

【佐藤委員】 委員会審査においては事前通告をしていない。他の委員の質疑に刺激を受けながら質疑をしており、市側も趣旨がわからない場合は現在でも趣旨確認をしている。神奈川ネットワーク運動の提案は一般質問に関する内容や思いの確認を含めての反問とのことだが、議員として本来は提案の段階でそうしたことも含めて訴えていかなければならない。背景、考えを述べ、大和市ではこうしたことを実現、実行すべきではないかと質問する中で反問される余地があるのか。中身そのものについて反問されるような一般質問でよいのかと考えた。

【山崎委員】 一般質問は各市によって方法が違う。本市ではヒアリングを行っているが、開かれた場ではない。市民が見ることができるのは本会議や委員会の内容であり、市側が議員に問う場面があってもよいのではないか。佐藤委員の発言のとおり事前に十分協議をすることはもちろん重要だが、反問の機会があるか否かは違う。

【中村委員長】 現在も委員会では趣旨確認の反問は行われているので、本件は主に本会議でのことになると思うが、本会議で反問することを認めるか、それを条例に書き込むかが論点である。本件は前期の議会基本条例策定の段階でも時間をかけて協議した。結果的には記載しなかったが、内容は、現状の方法と一問一答を選択でき、一問一答の場合は反問できるというものであった。また、現状の一般質問はヒアリングを行っており、本会議で趣旨を確認する場面はないが、一問一答ではそこまで調整が整わず、議員の質問の意図が伝わらない場面もあるかもしれないので、それを確認する反問ならよいのではないかということであった。市側からは反問を認めるのであれば趣旨確認のみの反問権でなく制限を設けずに認めてほしいという意見があり、合意しなかった。そのような議論を踏まえて協議を進めたい。

【石田委員】 制限を設けない反問権について懸念している点が明確にある。その点が解消されれば協議が進むと思う。

【中村委員長】 反問権に現状で反対の会派を確認したい。

【石田委員】 虹の会は趣旨確認の反問まではよい。

【中村委員長】 日本共産党はいかがか。

【山崎委員】 日本共産党は必要ないという意見ではないか。

【佐藤委員】 そのとおりである。一般質問は持ち時間の中で自分の思いを十分に伝えているはずなので、反問されるような状況はあり得ないのではないか。市政のさまざまな事柄を質問することが議員の役割であり、議員の質問に答えることが行政のあり方ではないか。市側から議員に質問することは想定されないのではないか。

【中村委員長】 趣旨確認でのみ反問権を認めるのは、議会からすると恥ずかしい部分がある。議員の質問の趣旨が相手に伝わらなかったということである。条例の中に趣旨確認のみの反問を認めると書くというのは、議員が市側に趣旨が伝わらないような質問をする場合があると認めるということである。許可する範囲は別として反問権を認める提案をしているのは自民党・新政クラブ、明るいまらい大和、神奈川ネットワーク運動である。他の会派の意見を伺いたい。

【河端委員】 公明党は一問一答と反問権はセットで実施すべきと考えている。一問一答はできる規定とし、時間の制限を設けた中で行うべきである。

【中村委員長】 反問権に反対ではないが、認めるのであれば制度を整えるべきであるということか。

【河端委員】 そのとおりである。

【山崎委員】 時間の制限とは市側か議員側か。

【鳥淵副委員長】 現在の時間制限と同じ考え方であり、議員側である。また、現状の一般質問と一問一答どちらも選択できるという考えである。

【石田委員】 虹の会では、趣旨確認まではよいが制限を設けないというのはどうかという意見である。議員は自分のできる範囲で勉強している。市側は現場の方がいて、専門知識がある。例えば私が給食費を無料にすべきだという提案をした場合、実際に実施するにはさまざまな問題があり、できる限り想定して質問するが、現場ではより見えているものがあると思う。そういったことを隅から隅まで聞かれては、一つの質問で制限時間となる議論になってしまう可能性もある。反問権に制限を設けない場合、反問するか否かの主導権は市側が握る。議会は本来、多くの予算を執行する市側に、年に4回、市民から選ばれた議員が予算の執行についてただしたり、提案したりという場だと思う。そのような中で、必ずしも市側と議員が対等である必要はない。一般質問で市側の答弁に対して質問したいが、通告していないため再質問できない場合、次の定例会で質問することになり時間がかかる。市側が一問一答とするなら反問権を認めるべきだということであれば、どこで折り合いをつけるかということであるが、制限を設けない反問権は難しい。現状では趣旨確認までである。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動の資料にある県内市も全て議長の許可を得て反問している。どのような内容でも反問できるのではなく、議長が許可した範囲でしか反問できない。反問権に制限を設けようと設けまいと、議長がとどめることはできる。市側が答弁しないかわりに反問し、議員が窮地に陥るようなことは考えにくい。議長はそれをとめなければならない。議員が選んだ議長が、議員のために議会を整理して運営しているという信頼がある。また、ヒアリングをするので現状では反問しなければならない状況になりやすく、反問は一問一答で想定されることから、反問権の付与と一問一答をセットで考える会派が多いようである。神奈川ネットワーク運動は一問一答に限定しないで付与するという考えであるが、他の会派はいかがか。

【赤嶺委員】 一問一答と反問権がセットであると前回話したが、反問権の効果を考えた場合、現状でも付与したほうが効果が高いと考えられる。一問一答でなければ反問が認められないという制限を設けることはよくない。

【山崎委員】 議員は市民であり知識量が違うのは確かである。市側が反問を通告することはあり得るか。

【中村委員長】 これまではそのような点まで協議が進んでいない。反問権を付与することになれば、反問を認める範囲や通告するか、反問への回答時間を質問時間に含むか否か等の協議になる。質問時間に含むのであれば、反問に答えることで質問ができず、乱用につながる可能性もある。本日反問権を付与することで合意されれば詳細な規定を協議することになる。

【山崎委員】 他市では反問を通告しているかなどの情報はるか。

【議事担当係長】 把握していない。

【赤嶺委員】 議員は質問通告をしており、反問が行われるのであれば市側

に通告してもらわなければならない。通告されなければ議員も準備ができず、必要な資料もわからない。通告された状態で反問されれば議員の質問の質も向上し、聞いている方にもわかりやすく、市側の反問した内容も解決できる。今後決定していくことであるが、反問権を付与する場合はそのようなことも決定する必要がある。

【中村委員長】 詳細は調整が必要であるが、議長の許可を得て反問できることについてはいかがか。

【佐藤委員】 日本共産党は合意できない。

【山崎委員】 危惧するのは議員が予定していた質問ができなくなることである。時間制限についてはよく協議すべきである。

【中村委員長】 反問権を付与するのであれば協議すべき内容が数多くある。現在は市側の答弁時間に制限はないが、議員の質問には制限がある。質問時間についての検討をしなければならない。反問の通告についても考えなければならぬ。

【赤嶺委員】 これまで反問を認めている議会で、反問権が乱用された事例はあるか。

【事務局次長】 乱用とするかどうかは価値判断によるのでわからないが、最近研修に出席した職員が、山陰地方の市議会から情報を得て、何度も市側から質問をされた市議会の会議録を確認している。制度は一度決定すれば人が変わっても同じ制度を適用することになり、赤嶺委員の発言のようなことが起こることもあり得る。乱用とするかどうかは価値判断によるが、市側が議員に何度も質問することはあり得る。

【赤嶺委員】 その事例については承知していなかった。乱用とされた事例が報道されたり、議論された事例は承知していないが、議会側が反問の範囲を趣旨確認のみに変更した事例は承知している。実施しなければ見えてこない問題もあり、課題を全て解決してから実施するのでは協議が進まない。これまでの議論と同じ状況になるのではないか。本日の協議で見えてきた課題もあり、その課題への対応は必要であるが、解決されないことを前提に反対するというのはいかがなものか。まず実施して、問題があれば解消できるような行動をし、それでも解消されなければ付与した反問権を修正、廃止すればよい。

【石田委員】 日本共産党は質問に対して市側が答弁してくれないことなどを危惧しているのではないかと思うが、できる規定にすればこれまでどおりの一般質問もできる。一問一答がよい場合は選べるようにする。できる規定にすれば、一問一答にしなければならない状況や、反問権を行使される状況にはならない。できる規定であれば内容を協議する段階に進むことには合意できるのではないか。他の議員が一問一答にすることも認められないのか。

【佐藤委員】 反問権を行使されたくないのではなく、議員の質問において自分の思いを語った上で提案、要望することに対して市側が反問することがあるのかということである。一問一答で趣旨確認の反問はあるかもしれない

が、それ以外の反問が想定されるのか。

【石田委員】 議員が質問の段階で趣旨をしっかりと述べれば反問権は必要ないとのことであるが、そうであるとしたら反問されることはないので、協議してもよいのではないか。反問権を全て認めるのではなく、どのように運営していくのかということを経済することを協議するということである。

【山崎委員】 一般質問で理由を述べて提案しても市側が別の視点を持つ場合がある。その点を提示してもらうことで議員がさらに考えることができるので、議員の資質の向上になるのではないかということである。

【中村委員長】 一問一答については自民党・新政クラブと明るいみらい大和が提案者である。他の会派は反問権を別にした場合、一問一答についてはどうか。

【石田委員】 虹の会は合意できる。

【河端委員】 公明党はできる規定であればよい。

【佐藤委員】 一問一答にしても、現在の一般質問を分割するだけになってしまうのであれば変わらないのではないか。

【中村委員長】 県内で実施している多くの議会では議場に自席マイクがある。最初から自席マイクで一般質問を行う議会、冒頭のみ演壇で質問してその後自席で行う議会、質問者席で行う議会などさまざまな方法がある。視察先で他市議会の議場を見る限りでは、自席マイクが設置されている場合は一問一答を実施している。流れがあるが、その理由は聞いていてわかりやすいことである。その場で積み上げる一問一答はどこまで通告するかなどの点で難しく、わかりやすい一問一答を実施している議会が多い。周辺市の状況はどうか。

【議事担当係長】 周辺8市に対して平成29年に行った調査では2市が制度としては実施していなかった。

【山崎委員】 一問一答はわかりやすい。開かれた議会としては市民にわかりやすいことが一番である。ただし反問権を考えると、一問一答でなければ反問できないことについては疑問がある。また、積み上げる一問一答で、質問にその場で答えなければならぬとなると、市長等が独断で決めて議会で発言してよいのかという問題がある。

【佐藤委員】 できる規定であればよいと思う。

【中村委員長】 相模原市は選択制であるが、ほとんどの議員が一問一答を選んでいく。

午後2時55分 休憩

午後3時00分 再開

【中村委員長】 一問一答と反問権について、本委員会では実施すると合意しても、実際は次回の定例会から実施できるわけではなく、一問一答はさらにハードルが高い。市側との調整が必要である。議場にマイクを設置するので

あれば費用も相当かかるが、予算がないので、要求する必要がある、時間がかかる。そのため、実施に合意できても、実施方法を次期の議員に早い段階で検討するよう議長に申し送ることになる。

【赤嶺委員】 申し送りは重要だが、一定の方向性をはっきりさせたほうがよい。

【中村委員長】 実施を前提に検討するように申し送るが、改選で議員が変わる。改選後の議会では反問権を認めるべきでないという意見が多数になる可能性もある。本委員会では実施を前提として次期の議員に申し送ることかどうか。

【石田委員】 一問一答が選択できることを否定している委員はいないが、反問権がセットになると意見が分かれる。

【中村委員長】 条例で規定した場合、一問一答を選択したら実施できる状況でなければならないが、現在はそのような状況ではない。相手のあることであり、議会側だけで決定はできない。議会で合意したら市側と調整し、予算を確保し、設備を整えることになる。今期の実施は不可能である。

【山崎委員】 設備について、現状でワイヤレスマイクを使用し自席から質問することはできないか。

【事務局次長】 藤沢市が会議室でワイヤレスマイクを使用して実施したことがあり、会議が長時間になると電池が切れることがあったと聞いている。議場で使用するのであればしっかりと電源設備が必要であると考えている。

【赤嶺委員】 議場中央の最前列を質問者席にし、マイクを設置すればよいので、そこまで大がかりなことであるとは思っていない。環境を整えて実施するのはもちろんではあるが、環境が整わなければ実施できないのでは本末転倒である。条例の公布時期、施行時期に期間を設けるなど準備期間は必要である。

【中村委員長】 いずれにしても議会側、市側の相互の合意は必要である。

【石田委員】 虹の会では、一問一答は選択制とし、反問権にも制限を設けるということであれば協議を進めることには合意できる。しかし、方法が定まらなければ実施できないので、実施を前提にするというのはいかがなものか。それでは合意は得られないのではないか。

【中村委員長】 協議は何年も行っているが、結論は引き続き検討していくことから進まない。実施が前提であっても、協議の結果、実施できないことはある。実施するか否かも決めずに引き続き検討するでは進まない。本委員会では一定の方向性を示せばそれを土台として進めてもらえる。調査、研究した結果、実施しないこともあり得る。

【佐藤委員】 一問一答については選択制であれば合意できると思う。反問権の付与については実施の方向で前向きに検討すると委員長から提案があったが、どの範囲まで認めるかをしっかりと議論するという方向で次期に申し送ることでの合意が限度である。必ず実施すると決めるのではなく、どのような方法であれば実施できるかを協議することであればよい。



【中村委員長】 佐藤委員の意見を付して議長に報告することでどうか。

【赤嶺委員】 それではこれまでと変わらない。本委員会で方向性を決めても検証した結果として再度議論するでは決められない。本委員会の検証結果がどういった影響をもたらすかは次期にかかってくる。強い意志を持って方向性を示すべきである。

【中村委員長】 方向性としては実施することでよいか。

【石田委員】 これまでは検討することとし、内容の協議ができなかった。反問権をどのように付与するか、一問一答をどのように実施するかを協議できることは明らかな前進である。

【赤嶺委員】 しっかりと一問一答を実施する、反問権を付与することを合意する必要がある。

【中村委員長】 それでは合意できない会派がある。

【赤嶺委員】 反問の範囲については今後協議すべきである。中身について本委員会では決定できないが、一問一答と反問権についてはほぼ合意していると思っている。合意しておけば方向性は揺るがない。ここをはっきりしなければ、またそこからの協議になる。

【中村委員長】 一問一答を実施し、反問権を付与するという2点を合意できるか。

【佐藤委員】 その2点は一緒に行くということか。

【中村委員長】 一緒に行くかは現在はわからない。一問一答を実施し、反問権を付与するというので、一問一答を実施するのであれば選択制か全員か、反問権を付与するのであれば趣旨確認か制限なしか、一問一答を選択したときのみ反問できるのか、全て反問できるかといった具体的な内容は次期に協議することになる。

【山崎委員】 例えば一問一答を実施し、反問権は付与しないなど、2点を分けることはできないのか。

【赤嶺委員】 提案内容が一問一答と反問権であり、切り離すことができないと思う。

【山崎委員】 なぜ切り離すことができないのかわからない。一問一答の方式は市民にわかりやすい方式であり、反問権は議員の資質を高めたり、新たな視点を生む効果があると思う。

【赤嶺委員】 議論が振り出しに戻ってしまう。本日の議論の積み重ねから、2点を明確に申し送るべきだと思う。申し送るにしてもどこまで合意したかはっきりさせて申し送るのかどうかで効果が違うと思う。ここで2点を切り離すか否かの協議をするとさらに時間がかかる。切り離すことができるかについて合意が必要になるが、時間的にこの件を協議するのは難しい。

【山崎委員】 その説明について理解ができない。

【中村委員長】 一問一答については議会基本条例を策定するときに協議した経緯がある。一問一答と反問権はそもそも同じ話ではない。しかし、策定段階の協議で、議会側が市側に一問一答で一般質問を実施したいと提案した際

に、市側に意見を聞いたところ、一問一答を実施するのであれば反問できることを規定してほしいと要望された。その段階で一問一答と反問権が一緒に考えられるようになった。赤嶺委員が発言したとおり一問一答を実施し、反問権を付与すると合意して議長に報告できればよいが、そこまで日本共産党が合意できるか。

【赤嶺委員】 この提案は明るいみらい大和からすれば譲歩であり、本来は決をとるべきだと思っている。合意を得る上で、未来に判断を任せ、新たな議論を進めてもらうため、今決定するのを避けるのは譲歩であり、他の会派も同じだと思う。しかし、本委員会での議論の実現に向けて動くには、はっきりとした合意が必要であると思う。そうでなければ中身の無いものを申し送ることになる。賛同してほしい。

【中村委員長】 赤嶺委員の意見について、賛成できるか。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は賛成である。

【石田委員】 虹の会は内容を詰めていくことまではよいが、その結果、合意できない場合もあることを視野に入れるべきという意見である。

【中村委員長】 一問一答を実施し、反問権も付与する方向で合意されれば、具体的な内容は今後協議することになる。

【鳥淵副委員長】 公明党は選択制にすべきだと思う。本委員会では実施する方向で決定してもよいのではないか。

【山崎委員】 公明党の提案では一問一答で反問権を付与、現在の一般質問の形式では付与しないということか。

【中村委員長】 それは次期の本委員会に当たる会議で協議する内容になる。

【赤嶺委員】 その際に本委員会では出なかった新しい提案もあるかもしれない。過去に反問の通告も提案したことがある。さまざまな判断があるべきであり、そのための提案が出てくると思うので、合意を前提に申し送りたい。

【中村委員長】 詳細については次期に委ねたい。本件は長い間協議されてきたが先に進んでいないこともある。一問一答と反問権を合意することについて日本共産党はどうか。

【山崎委員】 次期の協議の中でできないという結論になる可能性もある。

【佐藤委員】 本委員会では日本共産党が合意したのに、もし次期に反対というのでは矛盾が生じることになる。

【中村委員長】 本委員会では合意したが、次期に詳細を詰めたら合意できないこともあり得る。ただし、現状ではその協議もできない。最終的に協議が整わないこともあり得る。議員も選挙でかわるので、新しい議員の考えもわからない。本委員会として一歩進める意味での合意をすることでどうか。本委員会は決定権がない。詳細は次期になる。本委員会は要項で委員長を含む出席委員の3分の2以上の多数により決定できると規定している。そのため、日本共産党が合意は難しいが、強く反対しないということであれば決をとることもできる。

【山崎委員】 決をとるほうが日本共産党もよいのではないか。

【佐藤委員】 決をとることでよい。

【中村委員長】 それでは決をとりたい。

#### 全 員 了 承

【中村委員長】 委員長を含む出席委員 10 名の 3 分の 2 以上は 7 名以上である。一問一答の実施、反問権の付与について実施することに合意し、詳細については次期に協議を行う。ただし、その協議の結果、実施しないこともあると申し送ることに賛成の委員の挙手を求める。

#### 賛 成 者 挙 手

【中村委員長】 挙手者は 9 名であり、所定数以上である。したがって先ほど説明したとおり申し送ることを議長に報告することとする。

#### 全 員 了 承

【中村委員長】 次に、「分類 4、質問、質疑」のうち、残りの代表質問、委員会質疑について協議を行う。代表質問は、本市議会では過去に導入したが廃止した経緯がある。3 月定例会で市長の施政方針について会派代表者が質問するのが自民党・新政クラブの提案である。質問時間は各会派に同じ時間を割り当てる議会や会派の所属人数によって変更する議会もある。そういった詳細は次期に協議していただくこととし、まずは実施について提案する。委員会質疑については、予算、決算についてであるが、現状の分割付託にはさまざまな意見がある。予算、決算は委員会を設けて審査すべきであると考えている。インターネット中継の実施についても協議があり、委員会審査の方法は予算、決算書のページごとではなく、持ち時間を設定し、通告制として質疑すべきだと考えている。持ち時間や質疑の順番については次期の協議に委ねたい。質問の質の向上になる。現在のように一人の委員が長く質問を続けると、他の委員の時間を奪ってしまうことになる。議員の発言権が平等であることを考えると、各議員に平等に時間を割り振り、発言の機会や時間を保障するように導入すべきではないかと考える。本市議会は一般質問を中心に時間が当てられており、会期日程も組まれている。しかし、議会本来の役割を考えれば、予算、決算の審査も重要であり、質疑のクオリティを上げ、各議員が平等に発言する時間を保障し、市側からもしっかりと答弁されるよう改革したい。非常に多岐にわたるため、本日全てを合意するのは難しいと思うが、本日の協議を踏まえて次期に申し送りできればよいと考えている。

【山崎委員】 予算、決算の委員会は重要ではあるが、持ち時間制については発言が多く收拾がつかない場合はよいが現状はどうか。以前宮応議員が話していたが、発言している議員の時間が短くなり、発言しない議員がそのまま

であれば質疑が減るのではないか。

【中村委員長】 山崎委員の発言については理解する。しかし、持ち時間制は発言の活性化の観点からも提案している。委員会がインターネット中継され、持ち時間が与えられるならば、議員としてもっと質疑しなければ、もっと勉強しなければ、質の高い質疑をしなければと、さらに向上しようという動機づけになるのではないか。あまり質疑しない議員は質疑するようになり、質疑が多い議員は限られた時間の中で質疑をまとめることで、両方の質疑の質が上がるのではないか。

【山崎委員】 本会議のように全てについて一人の議員が持ち時間分の質疑をするのか。

【中村委員長】 海老名市や藤沢市で行われている。例えば款ごとに一人の議員が質疑する方法である。時間も決まっており、質疑だけの時間を決める場合や答弁も含めた時間を決める場合もある。海老名市の事例が提案に近い。

【石田委員】 議員間討議を実施しにくくなるのではないか。

【中村委員長】 議員間討議は質疑の後に実施する。現在本市では質疑の後に討論をしている。討論の前に議員間討議をする。議員間討議をする時間を設けて実施するのである。議員間討議がなくなるわけではない。

【石田委員】 現状であれば流れの中で議員が他の議員に問うことができるが、全ての委員の質疑が終了してから議員間討議をするということであると現状と変わってしまうのではないか。

【中村委員長】 現状では、委員の質疑に対して他の委員が発言し、議員間討議を行うことはない。全ての委員の質疑が終了してから議員間討議する方法もあるが、もう少し細かく実施することもできる。

【山崎委員】 現状でも導入可能である。

【中村委員長】 実際に行おうと思ったが、議員間討議は現状ではできない。

【河端委員】 予算、決算の委員会では他党派と質疑が重なってしまう場合、現状では関連してその場で質疑できるが、その点について先進事例等はいかがか。同じ質疑が出る可能性はある。

【中村委員長】 その可能性はあり、委員に質疑の技術が求められる。現在も先に質疑されてしまう場合もある。

【石田委員】 時間が長くなり、職員の残業がふえたりすることに課題を感じているが、持ち時間制よりもまず休会日の活用が考えられるのではないか。現行でできる対応をしないうちに時間を制限するのはいかがなものか。また、河端委員の言う同じ質疑があるというのはどの議会でも課題になっており、技術力でといえども、現場では難しい部分もある。いくつか解決しなければならぬ課題があると認識している。

【中村委員長】 持ち時間制は時間短縮のためではなく、委員の質疑の活性化という観点からの提案である。質疑が少ない議員は持ち時間分の質疑をし、多い議員は要旨を整えて発言するということである。時間を短くするのではない。質疑が重なるという点については、国会の予算委員会なども質問が重

なることもあるが、会派、党派によって論点が違い、質問の趣旨も違う。さまざまな議員がそれぞれの立場で質疑することをしっかり見せることが市議会の役割を示すことになる。ただしハードルが高いので、次期に検討してほしいということである。

【赤嶺委員】 過去に代表質問を実施したが、施政方針に対してという枠組みを設けるとほとんどの会派が同じような質問をしていた。そうであれば必要ないという内容の観点や時間の短縮から廃止となった。明るいまらい大和では3月定例会で会派代表者が代表質問のような形で行っている。現在の運用の中でも会派の考え方を示すことは十分可能である。過去の代表質問を復活することには賛成できない。委員会での質疑については、事前通告不要、時間制限はなしという立場である。しかし、現状の委員会審査を続ければよいかということではなく、その改善を図る上で重要だと考えているのが、委員会のインターネット中継の導入である。委員会のインターネット中継の導入が速やかに合意できるのであれば、本提案に賛成する用意はある。

【佐藤委員】 代表質問は制限を設けることによって質問内容が偏る懸念があり、過去の議会改革では代表質問のみを行うという議論もあり、他の議員の一般質問の権利が奪われる方向性が示されたこともあった。一人一人が市民の負託を受けた議員であり、議員が平等に一般質問ができる環境であることが前提条件である。委員会での質疑は、予算、決算委員会がよいのか、現状の各委員会に分割付託することがよいのかという点は情勢の変化によって協議していかなければならないが、時間制限によって本来したかった質疑ができなくなることが絶対にならないように、それぞれの委員の質問権を大事に議論する必要がある。委員会のインターネット中継の実施については過去に合意できている部分と課題になっている部分を切り離せるのであれば、切り離して協議することが、議会の改革全体を進める上で重要である。

【青木委員】 自民党・新政クラブの委員会での質疑の提案は、委員会のインターネット中継の導入を前提として提案した。限りある時間を全議員が平等に使えるようにすることを前提に考えている。ただし、与えられた権利を行使するか否かは各議員の判断による。

【中村委員長】 代表質問は趣旨が伝わっていない部分がある。一般質問は基本的に市の一般事務について行うものであり、本来は議案については行わないものである。代表質問は施政方針について行うもので、質問が同じような内容になるというが、会派の考え方、主張、政策、市長の施政方針を支持するのか否かで異なってくる。過去に代表質問を行ったが内容が重なるので廃止してしまったというのは、もう少し代表質問の実施方法に工夫が必要であったということだと思う。代表質問を実施している議会は多数ある。以前夜間議会も提案したが、大阪府大東市は3月議会の代表質問を夜間議会にしていた。代表質問を傍聴すれば、その年の市の施政についての各会派の考え方がわかる。それは市民にとってわかりやすい議会であり、各代表が別々に代表質問を行うことと、まとまって行うことは違う。

代表質問や委員会での質疑について検討してほしいと本委員会からの申し送りとすることについてどうか。

【佐藤委員】 本件は本委員会として申し送ることは現状では難しい。必要と感じた会派や議員が改めて提案し、必要に応じて協議することでよいのではないか。

【中村委員長】 佐藤委員の提案のとおりでどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 では、そのように決定する。

全ての項目の協議が終わった。次回は最終回であり、本委員会で委員長から議長への協議結果報告書の案を提示させていただく。次回はその確認をしていただくこととなるのでよろしく願います。事務局から連絡事項をお願いします。

【議事担当係長】 次回、第9回の本委員会の日程については、12月26日（水）午後2時からである。

【中村委員長】 次回の日程は事務局の説明のとおりである。本日の委員会はこれにて終了する。

午後4時05分 閉会